



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 中馬 康貴
(兵庫県弁護士会所属)



第132回 契約書における管轄条項

1 管轄条項とは

契約書に必ずといって良いほど入っている管轄条項。契約に関して紛争が生じ、当事者間の話し合いによっては解決しない場合、紛争解決のために訴訟手続を利用する事が想定されるため、どの裁判所に訴訟提起できるかという、裁判所の管轄に関する定めが置かれることが一般的です。

以下では、神戸市に本社があるA社が、東京都に本社があるB社と契約を締結しようとした際、B社が提示してきた契約書に以下の管轄条項が記載されていた場合を考えます。

本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

当事者は、第一審に限り合意により管轄裁判所を定めることができるところ、上記の条項では東京地方裁判所が専属的合意管轄とされています。「専属的」とは、法定の管轄を排除し、特定の裁判所に専属的に管轄権を生じさせることをいうため、この条項で契約を締結すると、原則として東京地方裁判所に訴訟提起しなければなりません。このため、A社にとって東京は遠隔地ですので、交通にかかる費用や労力、時間の問題から不利な内容といえます。

この場合、どのような修正を求めて交渉すべきでしょうか。

2 修正例①

本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第一に、専属的合意管轄裁判所の対象に神戸地方裁判所を加えるよう求めることができます。それぞれの本店所在地を管轄する地方裁判所に訴訟提起をすることができますので、

当事者間の公平を図ることができます。

3 修正例②

本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、被告となるものの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

修正例①に対して、B社から修正例②の内容で再提案を受けることがあります。

修正例②の内容でも当事者間の公平が図られているように見えます。ただし、この条項だと、A社は東京地方裁判所に訴訟提起をしなければならないため、訴訟に要する費用、労力及び時間面のハードルが高くなることに注意が必要です。

このため、A社において修正例②の受諾の可否について検討するにあたっては、契約上、自社がどの程度訴訟提起をする可能性があるのかという観点から（代金を支払う側か受領する側か、代金支払請求訴訟以外に訴訟になる可能性が存在するか等）、契約の内容をよく確認しておく必要があります。

4 専属的合意管轄裁判所以外での審理が認められる可能性

専属的合意管轄を定めた場合であっても、民事訴訟法上、訴訟の著しい遅滞を避けたり、当事者間の衡平を図る必要性があるときには、裁判所の判断で他の管轄裁判所に移送することができますし、専属的合意管轄裁判所以外の裁判所に訴訟が提起された場合に、同様の理由により移送せずに審理することを認めた裁判例もあるため、必ずしも管轄条項は万能とはいえないません。

もっとも、この場合、移送を認めるか否かに関する当事者間の攻防や、裁判所の判断に時間を要するがありますので、当事者間の管轄裁判所に関する予測可能性を高めるためにも、管轄条項は必要と考えます。